



宮崎労働局発表
平成30年8月10日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部賃金室
室長 上田 徹也
室長補佐 森 久美
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8836

宮崎県最低賃金改正を「時間額762円」で答申

～引上げ額 25 円は昭和 52 年以来の最高額～

宮崎地方最低賃金審議会(会長 松岡優子)は、8月9日付けで宮崎労働局長(吉田 研一)に対し、現在の宮崎県最低賃金時間額 737 円から 25 円引上げとなる「時間額 762 円」とする旨の答申を行った。

宮崎地方最低賃金審議会は、平成30年7月13日に宮崎労働局長から「宮崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねてきたところですが、8月9日、同審議会は現行の宮崎県最低賃金「時間額737円」について、25円引上げ、「時間額762円」に改正を求める旨、宮崎労働局長に対し答申いたしました。

当該答申は、宮崎地方最低賃金審議会において、7月26日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し答申された引上げ額の目安(宮崎県の場合23円)を参考にしつつ、宮崎県の景気動向、雇用失業情勢及び賃金改定状況等を総合的に勘案して、公益、労働及び使用者委員により慎重に審議され、取りまとめられたものです。

なお、改正された宮崎県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続等を経た後、10月初旬(最短で10月5日)に発効される見込みです。

【参考；宮崎県最低賃金額及び前年度上昇率、上昇額】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
最低賃金額	664円	677円	693円	714円	737円	762円
対前年度上昇率	1.68%	1.96%	2.36%	3.03%	3.22%	3.39%
対前年度上昇額	11円	13円	16円	21円	23円	25円